エコクリーンセンター長寿命化等検討委員会設置要綱

（目的）

第１条　可燃ごみ処理施設「エコクリーンセンター」の主要機器類の耐用年数が到来するに当たり、可燃ごみ処理施設の安全性、信頼性、経済性を確保する方法等を検討するため、エコクリーンセンター長寿命化等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

⑴　現有施設の運営及び維持管理状況の把握

⑵　現有施設機器類の更新による長寿命化の検討

ア　通常のメンテナンスによる長寿命化

イ　大規模改修による長寿命化

ウ　基幹改良工事による長寿命化

⑶　新施設の建設

２　前項第２号及び第３号に掲げる事項に係る事業費及び費用対効果について検討する。

（委員）

第３条　委員会の委員は、６人以内とする。

２　委員は、次に掲げる者をもって構成する。

⑴　学識経験者

⑵　浜田市　市民生活部長

⑶　江津市　民生部門参事

⑷　浜田地区広域行政組合　事務局長

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

２　委員長は、委員会の会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

２　委員長が、必要があると認めた時は、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

（報酬及び費用弁償）

第６条　第３条各号に掲げる委員が会議に出席したときの報酬及び費用弁償は、次のとおりとする。

⑴　第３条第２項第１号に掲げる委員は、予算の範囲内で報酬及び費用弁償を支給する。

⑵　第３条第２項第２号から第４号に掲げる委員に掲げる委員は、無給とする。

⑶　第５条第２項の規定により委員以外の者が会議に出席したときは、予算の範囲内で報酬及び費用弁償を支給できるものとする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、総務課業務係において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成 29 年 12 月 27 日から施行する。

（この要綱の失効）

2　この要綱は、第１条の目的を達成したとき効力を失う。